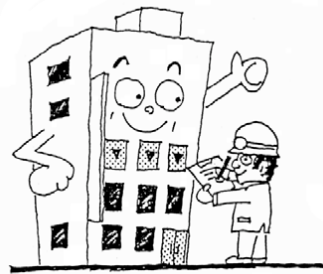


建築基準法第12条に基づく

定期報告

をしましょう！



定期報告が必要な建築物等の管理者は、有資格者による調査・検査の結果報告が法律により義務付けられています。

■報告が必要な建築物、報告書の提出期間

報告が必要な建築物（建築設備・防火設備は次の表をご確認ください。）			報告書の提出期間(※3※4)	
区分	用途	規模等(※1※2)	建築物	建築設備・防火設備
A	A-1 劇場、映画館、 観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂 演芸場、 集会場（葬祭場、結婚式場等を含む）	①地階における $S > 100 \text{ m}^2$ (※7) ②3階以上における $S > 100 \text{ m}^2$ ③客席部分の床面積 $\geq 200 \text{ m}^2$ ④劇場、映画館、演芸場の用途に供し、 主階が1階にないもので $S > 100 \text{ m}^2$	令和 9 年度から 3年ごとの 5～8 月 (※8)	毎年 5～8 月
			令和 9 年度から 3年ごとの 9～12 月 (※8)	毎年 9～12 月
	A-2 病院、診療所、介護老人保健施設等（患者の収容施設があるものに限る） ホテル、旅館、	①地階における $S > 100 \text{ m}^2$ (※7) ②3階以上における $S > 100 \text{ m}^2$ ③2階における $S \geq 300 \text{ m}^2$	令和 9 年度から 3年ごとの 5～8 月 (※8)	毎年 5～8 月
			令和 9 年度から 3年ごとの 9～12 月 (※8)	毎年 9～12 月
A-3 (※5)	博物館、美術館、図書館、 スポーツの練習場、体育館、ボーリング場、 スキー場、スケート場、水泳場	①3階以上における $S > 100 \text{ m}^2$ ② $S \geq 2000 \text{ m}^2$	令和 9 年度から 3年ごとの 9～12 月 (※8)	毎年 9～12 月
B	B-1 物品販売業を営む店舗、百貨店、 マーケット、勝馬投票券発売所、 場外車券売場、場外勝舟投票券発売所 展示場、遊技場、公衆浴場、飲食店、 料理店、キャバレー、ナイトクラブ、 カフェー、バー、ダンスホール、待合	①地階における $S > 100 \text{ m}^2$ (※7) ②3階以上における $S > 100 \text{ m}^2$ ③2階における $S \geq 500 \text{ m}^2$ ④ $S \geq 3000 \text{ m}^2$	令和 7 年度から 3年ごとの 5～8 月	毎年 5～8 月
			令和 7 年度から 3年ごとの 9～12 月	毎年 9～12 月
	B-2 複合用途建築物（複合用途建築物は、この表に掲げる 2 以上の用途に供するものを指します）(※6)	①地階における $S > 100 \text{ m}^2$ (※7) ②3階以上における $S > 100 \text{ m}^2$ ③2階における $S \geq 500 \text{ m}^2$ ④ $S \geq 3000 \text{ m}^2$	令和 7 年度から 3年ごとの 9～12 月	毎年 9～12 月
	B-3 個室ビデオ店等（個室ビデオ店、カラオケなど）	① $S > 100 \text{ m}^2$	令和 7 年度から 3年ごとの 9～12 月	毎年 9～12 月
C	C-1 児童福祉施設等（入所者のための宿泊施設を有する児童福祉施設や老人ホーム等） サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム	①地階における $S > 100 \text{ m}^2$ (※7) ②3階以上における $S > 100 \text{ m}^2$ ③2階における $S \geq 300 \text{ m}^2$	令和 8 年度から 3年ごとの 5～8 月 (※8)	毎年 5～8 月
			令和 8 年度から 3年ごとの 9～12 月 (※8)	毎年 9～12 月

※1：表中 S は「当該用途に供する部分の床面積の合計」を指します。なお「用途に供する部分」には各居室のほか、廊下、倉庫、事務室等、その用途に係る部分を含みます。

※2：対象用途が避難階のみにあるものは対象としません（個室ビデオ店等を除きます）。

※3：建築物内に複数の用途があり、それぞれが対象要件を満たす場合、定期報告書の提出期間はその主たる用途の項によるものとします。

※4：検査済証（建築基準法第 7 条第 5 項又は法第 7 条の 2 第 5 項の規定によるもの）の交付を受けた年度は、提出の必要はありません。

※5：学校に附属する施設を除きます。

※6：それぞれの用途に供する部分の規模は対象要件を満たさないが、それらを合算すると複合用途建築物としての対象要件を満たすもののみ、複合用途建築物としての提出期間が指定されます。

※7：建築物全体の建築基準法別表第 1（い）欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が 200 m^2 以下であり、かつ、建築物全体の階数が 2 以下であるものを除きます。

※8：これらの区分については、令和 7 年度は建築物の報告は不要です。（裏面の表をご参照ください。）なお、建築設備及び防火設備の報告は必要です。

■報告が必要な建築設備・防火設備・昇降機・遊戯施設

建築設備	報告が必要な建築物に設置されている機械換気設備、機械排煙設備、非常用の照明装置
防火設備 （随時閉鎖又は作動をできるもの （防火ダンパーを除く）に限る。）	① 報告が必要な建築物に設置されている防火設備 ② 病院、有床診療所、児童福祉施設等（入所者のための宿泊施設を有するものに限る。）、 サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームの $S > 200 \text{ m}^2$ の建築物に設置されている防火設備
昇降機、観光用エレベーター等 遊戯施設	全て（住戸内等に設置され不特定多数の利用がないもの及び労働安全衛生法で指定するものを除く。） 報告書の提出期間は、新築時の検査済証の交付月

■「建築物」の報告の提出が必要な年度(○が付いている年度に提出が必要です。)

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	...
A			○			○			○		
B	○			○			○			○	...
C		○			○			○			

■定期報告制度とは

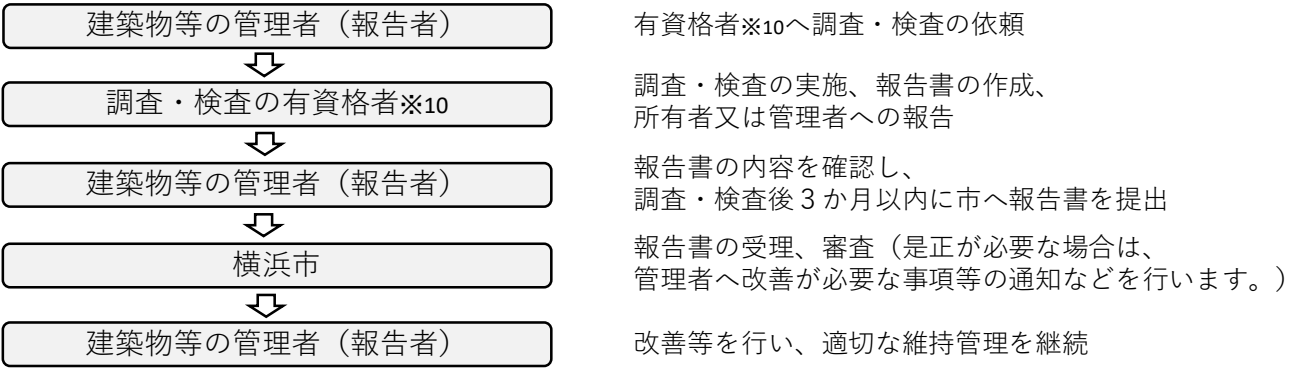
「定期報告」は、建築物等を良好な状態に維持することを目的として、建築基準法第12条第1項及び第3項において規定されている制度です。

国及び市が指定する建築物等の所有者又は管理者(※9)は、定期的に有資格者(※10)に建築物等が安全な状態であるかを調査・検査させ、その結果を市へ報告する義務があります。

建築物、建築設備、防火設備、昇降機及び遊戯施設の適正な維持管理は、その所有者又は管理者の責務です。建築物を日常的に点検・改善し、適正に維持保全を実施することは、地震や火災等の災害時の被害を軽減したり、建築物を長持ちさせたりすることにつながります。

※9：所有者と管理者が異なっている場合、管理者に報告義務があります。以下、本資料内において「管理者」と記します。
※10：一級・二級建築士、特定建築物調査員、建築設備検査員、防火設備検査員、昇降機等検査員といった資格を有する者を指します。

■定期報告の流れ



■報告書の提出先、提出部数

提出先：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎25階
横浜市建築局建築指導課 定期報告受付窓口

横浜市では、定期報告の提出時に概要書・報告書各一部が必要となります。原則、副本のお預かりは行いません。以下の点をご確認のうえ、ご提出をお願いいたします。

- ・定期報告の受理票の交付及び控えの報告書への押印を行っております。
- ・定期報告の審査時に、報告書等に修正が必要な箇所があることがあります。報告から三か月程度の期間内は、修正にご対応いただけるよう、お手元に控えを保管してください。
- ・提出に必要な書類の詳細については、以下のホームページで公開している資料「定期報告必要書類と綴り方」をご確認ください。

■ホームページのご案内

横浜市の「定期報告制度」のホームページで、提出書類のダウンロード、調査・検査や書類作成上の注意点などについてご紹介しています。ご活用ください。

横浜市の「定期報告制度」
ホームページ



URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/teikihoukoku/

右の二次元バーコードを読み取ることでもご覧いただけます。

【定期報告制度に関するお問い合わせ】

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 25階 横浜市建築局建築指導課
建築安全担当（建築物、建築設備、防火設備） 電話：045-671-4539 FAX：045-681-2434
設備担当（昇降機、遊戯施設） 電話：045-671-4538